定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２・３　（略）

第106条の４　（略）

第111条　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十七の二　（略） 十八　法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置 十九～四十六　（略） **第四条**　指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならない。 ２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ　法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止 ロ　法第七十五条第八項の規定による指定自動車の型式についての指定の取消し ハ　法第七十五条の二第四項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止 ニ　法第七十五条の二第五項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の取消し	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十七の二　（略） 十八　法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（以下「一酸化炭素等発散防止装置」という。） 十九～四十六　（略） **第四条**　指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならない。 ２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ　法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止 ハ　法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し ニ　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止